

たぶんかりかい きょうかん きず みらい
多文化理解と共感で築く未来

けんみん す かながわ
～すべての県民が住みやすい神奈川～

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく あん
外国籍県民かながわ会議（第12期）最終報告（案）

2024（令和6）ねん がつ
年11月

もくじ
目次

がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわかいぎ かながわ会議	だい き (第12期)	さいしゅうほうこく 最終報告	について	1
1	ち じ 知事	ていげん への提言			
(1)	ていげんこうもくおよ 提言項目及び	ていげん 提言の趣旨			4
(2)	じょうほうぶかい 情報部会	ていげん の提言			
提言 1	ていげん かながわけん 神奈川県	ホームページの 外国籍県民	たい に対する		6
	じょうほうていきょう 情報提供	かんりかいぜん の管理改善			
提言 2	ていげん がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわかいぎ かながわ会議	いいん いがい 委員以外	がいこくじん の外国人	8
	いけん 意見	ていあん や提案	はばひろ を幅広く	あつ 集めて	8
	かくにん 確認	せいど できる	制度		
提言 3	ていげん しょうがくせい 小学生	ちゅうがくせい 中学生	む 向けの	にほんご 日本語	9
	オンライン 教室	きょうしつ の			
(3)	じ せだい 次世代	きょういくぶかい ・教育部会	ていげん の提言		
提言 4	ていげん かながわけん 神奈川県	りつこうとうがっこう 立高等学校	における 国際理解	クラブ活動	10
	そくしん 促進	じぎょう する	モデル事業		
(4)	しゃかいふくし 社会福祉	ぶかい 部会	ていげん の提言		
提言 5	ていげん がいこくじん 外国人	ほごしゃ 保護者と	こ 子どもの	ための 教育支援	12
	はつたつしょうがい 発達障害	こ の子ども	たい に対する		
	しえん 支援	じったいはあく の実態把握	かだい と課題	めいかくか の明確化	12
	かいけつ 解決	ほごしゃ と保護者	へ への	じょうほうていきょう 情報提供	
	かくじゅう の拡充				
提言 6	ていげん がいこくじん 外国人	こうれいか の高齢化	む に向き合う	しえん 支援	15
	がいこくじん 外国人	こうれいしゃ 高齢者	しえん 支援		
	ステーション （仮）	かり の設置	せっち と「集いの場」	つど 作り	15
提言 7	ていげん つうやく 通訳ボランティア	のための 支援	しえん ～ボランティアが		18
	ほご 保護	され、	ちから 力を	の 伸ばす	18
	ことができる 施策	の 必要性	～		
2	かいぎかいさい 会議開催	じょうきょう 状況			20
3	さんこうざりょう 参考資料				
・	けんないがいこくじんすう 県内外国人数	すい の推移			22
・	ねんだいべつ 年代別	けんないがいこくじんすう の県内外国人数			26
・	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎせっちようこう 会議設置要綱			27
・	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎうんえいようりょう 会議運営要領			31
・	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎぼうちようようりょう 会議傍聴要領			33
4	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 会議	だい き (第12期)	いいんめいぼ 委員名簿	35

ねん がつ にち
2024年11月25日

かながわけん ち じ くろいわ ゆう じ さま
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かい ぎ
外国籍県民かながわ会議
だい き いいんちょう りゅ ちょん しる
第12期 委員長 柳 晴 実

がいこくせきけんみん かい ぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第12期）最 終 報 告 について

ねんまえ ねん かながわけん きょじゅう がいこくせきけんみん みずか かん しょもんだい
26年前の 1998年、神奈川県に居 住 する外国籍県民が 自 らに関する諸問題を
けんとう ば かく ほ い ちいきしやかい さんかく すす
検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進め
ることを目的に発足した外国籍県民かながわ会議は、今期で第12期目に入り、
ねん がつ かつどう はじ くに ちいきしゅっしんしゃ にん いいん
2023年1月から活動を始めました。10 の国と地域出身者からなる 15人の委員
が、2年間の議論を経てまとめた最 終 報 告 書 をここに提 出 いたします。

にほん きょじゅう がいこくせきじゅうみん か いちじげんしょう ねん
日本に居 住 する外国籍住 民は、コロナ禍で一 時 減 少 したものの、2023年12
がつまつてん まん にん ぜんねん ねん まつ くら ぞう か かながわ
月末時点で341万992人、前年(2023年)末に比べて10.9%増加しています。神奈川
けんない ねん がつ にちてん がいこくじんすう まん にん けんみん やく にん ひとり
県内でも 2024年1月1日時点の外国人数は 26万163人、県民の約35人に1人が
がいこくせきけんみん にほんこくせき も がいこく ひと あ いじょう
外国籍県民で、日本国籍を持つ外国につながるのある人を合わせるとそれ以上
となります。

かながわけん く がいこくせきけんみん けんみん す かながわ
神奈川県に暮らす外国籍県民として、すべての県民が住みやすい神奈川を
め ざ たぶんかりかい きょうかん とも かながわ みらい きず
目指し、多文化理解と共 感をもって、共に神奈川の未来を築いていきたいとい
う想いを、この提言に込めました。

だい き がいこくせきけんみん かい ぎ じょうほうぶかい じ せだい きょういくぶかい しゃかい
第12期の外国籍県民かながわ会議は、「情 報 部会」「次世代・教 育 部会」「社会
ふくしぶかい ぶかい わ ていげん けんとう すす
福祉部会」の3つの部会に分かれ、提言の検討を進めてきました。

「情報部会」では、長年にわたり取り上げられてきた課題である、必要な情報を外国籍県民に届けるための、より具体的な方法について提案しています。また、委員以外の外国籍県民の声を幅広く集めて提言に活かすことや、子どもたちの日本語教育にオンラインを活用することで、学校以外で自分の生活に合わせた自主学習の機会を確保することを目指しました。

「次世代・教育部会」では、多文化共生社会を目指すうえで、外国につながる子どもたちが主体性を持ち、自身のポテンシャルを発見すること、そして地域社会を共に創る存在として認められることの大切さが議論されました。高校の教育現場において、次世代を担う多様な立場の生徒たちが、「ちがい」を認め互いを理解し、広い視野を育てる「国際理解クラブ活動を促進するモデル事業」の実施を提案しています。高校でのクラブ活動はあくまでも自主活動ですが、次世代を担う生徒たちを育てる環境をどう整えるかという点で、必要な視点だと感じています。

「社会福祉部会」では、「発達障害」に関する外国人保護者への啓発や、現場の無理解によって特別支援学級に在籍している子どもたちの実態把握、課題の明確化について取り上げました。外国人高齢者に関する支援ステーションやコーデイネーターの設置、集う場の必要性について、また、通訳ボランティアの処遇改善やカウンセリング研修の必須化などについて提言しています。特に、神奈川県福祉関係部署や先行して調査を行った関係団体へのヒアリングはとても参考になりました。

提言作成の過程で「かながわ国際政策推進懇話会」の委員の皆様から、たくさんのご意見をいただきました。生活の中で感じた問題意識を提言にまとめていくためには、自分の周りだけでなく、神奈川県全体の状況や課題を把握する

ひつよう 必要があります。その点で、てん 懇話会委員のみな せつめい いけん さんから説明やご意見をいただけたことは、ていげん かんせい おお ささ ひ つづ 提言を完成させるうえで大きな支えとなりました。これからも引き続き、れんけい おも 連携していきたいと思っています。

また、かいぎ うんえい かん わたし かながわけんこくさいか みな 会議の運営に関して私たちをサポートしてくれた神奈川県国際課の皆さんにも、このころ かんしや こんご ていげん つく がわ かいぎ うんえい 心から感謝いたします。今後も「提言を創る側」と「会議を運営する側」という関係を超えて、かながわけん たぶん かきょうせい めざ ひつよう 神奈川県の多文化共生を目指すうえで必要なことがなにとともに かんが おも 考えるパートナーであってほしいと思います。

ねん がつ ことし 2024年10月、今年のノーベル平和賞が発表され、かくへいきこんぜつ うった 核兵器根絶を訴えてきたにほんげんすいばくひがいしやだんたいきょうぎかい い か ひだんきょう えら おお ひとびと 日本原水爆被害者団体協議会（以下、被団協）が選ばれました。多くの人々がへいわ ねが もと うらはら せかい せんそう ふんそう あと た いま 平和を願い、求めるのとは裏腹に、世界では戦争や紛争が後を絶たず、今このじかん おお いのち きけん 時間にも多くの命が危険にさらされています。そのような報道に触れるたびに、わたし なに かんが へい わたし ひだんきょう ノーベル平和賞受賞は私たちに、とうじしや こえ つづ かつどう けいぞく 当事者が声をあげ続けることと、活動の継続がいかにたいせつ おし 大切かを教えてくれました。

わたし かながわけん く じゅうみん ていげんていしゅつ 私たちは神奈川県に暮らす住民として、提言提出だけにとどまらず、「そのご せつきよくてき かか とうじしや こえ かながわけん とど つづ 後」にも積極的に関わっていきながら、当事者の声を神奈川県に届け続けたいとおも と思っています。

だい き いい いちどう わたし ていげん かながわけん たぶん かきょうせいしやかいじつげん いちじょ 第12期委員一同、私たちの提言が神奈川県の多文化共生社会実現の一助となることをせつ ねが せつ ねが かいこくせきけんみん かいぎ けいぞく はってん 切に願い、そしてこれからの外国籍県民かながわ会議の継続と発展のためにとも あゆ おも 共に歩んでいきたいと思っています。

1 知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨

提言1 神奈川県ホームページの外国籍県民に対する情報提供の管理改善

- 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。
- イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれている情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- 既存の多言語情報リンク集を活用する。
- 希少言語などの対応が難しい場合、外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

提言2 外国籍県民かながわ会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く集めて確認できる制度

- 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く集めて確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

提言3 小学生、中学生向けの日本語のオンライン教室

- 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。

提言4 神奈川県立高等学校における国際理解クラブ活動を促進するモデル事業

- グローバル社会を深く理解し一緒に「ともに生きる社会をつくる」人材育成のため、神奈川県立高等学校の生徒を対象とした国際理解クラブ活動を促進するモデル事業を実施する。

提言5 外国人保護者と子どものための教育支援、発達障害の子どもに対する支援の実態把握と課題の明確化、保護者への情報提供の拡充

- 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開する。
- 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催する。

提言6 外国人の高齢化に向き合う支援
～「外国人高齢者支援ステーション（仮）」の設置と「集いの場」作り～

- 外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、多言語で相談できる施設を設置する。
- 外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置く。
- 同じ外国人という立場の高齢者が集う場を作ることによって、外国人高齢者が孤立せず、必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障する。

提言7 通訳ボランティアのための支援
～ボランティアが保護され、力を伸ばすことができる施策の必要性～

- 神奈川県や県が連携している関係機関が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に、人工知能Chat GPTなどのAIを設置し、簡単な問合せの場合には、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- 日本語支援や母語話者支援を続けるため、その人材に適切な報酬を支払う。

(2) 情報部会の提言

提言 1 神奈川県ホームページの外国籍県民に対する情報提供の管理改善

- 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。
- イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれている情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- 既存の多言語情報リンク集を活用する。
- 希少言語などの対応が難しい場合、外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

具体的な内容

- 県のホームページのトップページのコンテンツメニューに【外国籍県民へ】を追加する。（上記の代わりに、多言語を意味するマークとしてウェブ上で広く使われている地球マークでも可）
- 外国籍県民向けに、イラストやマーク、やさしい日本語、または多言語で書かれた情報をカテゴリー（ライフシーン）ごとに検索できるページにする。
- 既存の多言語情報リンク集を活用する（制度やサービスの変更時などに定期的な更新が必要）。
- 希少言語などの対応が難しい場合、神奈川県に在住する外国籍県民の国籍別の人口割合による主な言語、またはやさしい日本語が必要。

提言理由

- 県側に理解してほしい大事なことは、神奈川県のホームページの現況では外国籍県民にとって必要な情報が見つけづらいということです。
- 一方で横浜市のホームページでは、ランディングページ（LP）で日本語を読めない人向けの分かりやすいリンク（Language）があり、そのリンク先では多言語リンク集が提供されています。そのリンク集の中から自分に合う言語を選択すると、ライフシーン別のリンク集があるページが表示されます。

さんこう
＜参考＞



よこはまし じょうぶ
横浜市の LP の上部には、「Language」と書かれているリンクがあります。



よこはまし さき
横浜市の LP にある「Language」のリンク先です。

- DX戦略を考慮すると LP がお店の窓のように綺麗に管理されていると、見ている人がお店に入ろうとする気持ちになる役割があります。
- 神奈川県が多文化共生を推進していく上では、外国籍県民が情報を簡単に効率的に見つけられるように提供することも重要なことではないかと考えております。
- 現況の神奈川県のホームページの上部には「Translate」という日本語が読めない人向けのリンクがあります。ホームページでは Google の自動翻訳サービスによる翻訳がされており、理解しにくいところが数々あります。さらに、どんな情報がどこにあるか分かりにくく、必要な情報が探しにくいです。

【備考】

- ・ 日本語が読めない人として、以下の双方のLPの使いやすさを比べてみてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

- ・ 以下のような役に立つページはかなり見つけ難いです。このページを含めて外国籍県民に対するホームページ上の情報提供を管理改善してほしい。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1305/saponavi-kanagawa/>

<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/1/1/10/index.html>

提言2 外国籍県民かながわ会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く集めて確認できる制度

- ・ 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く集めて確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

【具体的な内容】

- ・ 会議の委員以外の外国人の意見や提案を幅広く集めて確認した上で、外国籍県民かながわ会議の委員が提言内容とするか検討し、提言していく。

【提言理由】

- ・ 現在、外国籍県民かながわ会議の委員になることにより直接意見を県政に提言できるが、委員のみの意見だけではなく神奈川県外国人の意見を幅広く集めて確認できる制度を作り、外国籍県民かながわ会議の委員が内容を検討してよい意見は県政に提言できるように進めていくことで、幅広い外国人の意見を反映してよりよい生活ができるように目指していく。
- ・ 意見や提案を幅広く確認する方法としては、神奈川県ホームページで誰もが検索しやすい場所や日本語だけではなく多言語でも投稿できるようにした方が幅広く意見や提案を確認できると思う。
- ・ また、ホームページだけではなく神奈川県で運営している関連の施設であるあーすぶらざ、かながわ国際ファンクラブ、各相談窓口、電話等でも意見や提案を投稿ができ、意見や提案を募集していることを広めていく。

提言3 小学生、中学生向けの日本語のオンライン教室

- 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。

[具体的な内容]

- 現在の日本語教室は、大人向けの日本語教室が多いため、日本に住んでいる子どもたち向けをメインに進めたいと考えております。
- 両親が共働きで、日本語教室に通いたくても通えず、日本の学校に通っている子どもたち向けにオンライン教室を設立する。
- 日本の学校に通う子どもの多くは、学校で開かれる国際教室に参加しており、その中には自宅に帰っても学びたい子どもたちがいるため、オンライン教室でも、国際教室と同じ教わり方で学べれば、ベストです。
- 教わる内容に関しては、日本語をメインにします。
- また、教える先生も、研修を受けて専門的な知識がある方を勧めます。そこで、教育分野で来ている留学生の方々にも、就職先が増やせるチャンスとも思っております。

[提言理由]

- 学校で開かれる国際教室は、普通の授業だと追いつけない子どもたちのために、別の教室で、その子のペースで授業ができることです。
- オンライン教室では、国際教室と並行した教え方がベストだと考えており、学校で教わるのがメインなので、子どもたちが混乱しないことが大切です。
- 日本語をメインに教わることに关しては、やはり日本語をマスターした方が、子どもたちの教育面もそうですが、学校生活の面でも、問題なく過ごすことができ、自分で解決できることも増え、自分が学べる能力を身につけることも大切だと思います。
- また、小学生、中学生向けをメインにしているのは、そこで日本語の勉強、授業で学ぶ勉強方法のベースが作れると思い、また、大人の人の付き添いで直接教室に行けない子もたくさんいるからです。

- ・ オンラインにすることで、最初の授業に慣れるまでが現在の問題点だと思
います。Wi-Fi に関しては、現在もコロナ時期同様、市からもしくは、学校か
ら直接ポケット Wi-Fi を借りることが可能なので問題ありませんが、オンラ
イン教室は先生と繋がるまでの時間が最初は難しく、大人の力も必要で、
慣れるまでは先生方のサポートも必要になってしまいます。
- ・ オンライン教室が開かれる時間帯も、中学校に入ると部活の時間もあるた
め、小学生ができる時間帯と中学生ができる時間帯も異なり、より多くの子
が受けやすい時間帯を考 える必要があると思います。
- ・ 先生側も日本の教え方で 行 うことが大切なので、研 修 などを受けて専門的
な知識を持たせることで、どういう方でも教える側に立つことができるチャ
ンスを作れると思います。

(3) 次世代・教 育 部会の提言

提言 4 神奈川県立高等学校における国際理解クラブ活動を促進するモデル事業

- ・ グローバル社会を深く理解し一緒に「ともに生きる社会をつくる」人材育成
のため、神奈川県立高等学校の生徒を対象とした国際理解クラブ活動を促進
するモデル事業を実施する。

[具体的な内容]

〔場 所〕 神奈川県立高等学校など

〔対 象〕 高校生（国籍を問わず、どなたでも参加できる）

〔内 容〕

- ・ 学校現場における多様な立場を尊重しながら、相互理解の重要性を伝え
るため、国際理解クラブ活動を促進するモデル事業を企画する。国際理解、
多文化共生、日本語教育、母語（継承語）・母文化教育など、外国人コミ
ュニティや外国籍県民などが活躍できる場づくりにもつながる。
- ・ 生徒たちが自分の存在を示し、自分のルーツにつながる国を紹介する
企画を通して、日本人生徒と外国にルーツを持つ生徒が互いに交流するこ
とを促進する。また、既存の支援団体やあーすフェスタかながわなどの活動
と連携した企画を検討してほしい。

- この事業は、3つの段階に分けて進める。短期的として、教育委員会、神奈川県内の外国につながる生徒が多い(見込みを含む)高等学校に打診し、国際理解クラブのあり方について検討する。中期的として、国際理解クラブを実際に運営し、モデル事業として実績を出す。長期的として、神奈川県内における高等学校に情報共有し、ノウハウを広げる。

【提言理由】

- 多文化社会を迎え、学校教育現場でも、たくさんの外国につながる生徒が学校に通っている状況の中で、国際理解教育の重要性が高まっている。
- 外国籍県民など、特に若年層におけるポテンシャルを発見するため、地域社会で活躍できる場を必要とする。
- 高校生を対象とする理由は、小学校・中学校段階で国際理解に関連する教育(例:国際教室)が既に存在するため、高校でも一貫した国際理解の教育環境を整える必要があるためである。
- 学校現場を活動の場所とする理由は、学校を通じて多様な立場の人々とながり、社会に広く発信できると考えられるからである。
- 既存の支援団体や活動と連携する理由は、学校が受け入れやすく、事業の効果が広がると考えられるためである。

【備考】

- ①神奈川県立高等学校

<https://www.pref.kanagawa.jp/kyouiku/ken-koukou.html>

- ②あーすフェスタかながわ

<https://www.earthplaza.jp/earthfesta/>

- ③認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)

<https://me-net.or.jp/>

- ④横浜市における日本語指導が必要な児童生徒への支援について

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/08/23/1420501_005.pdf

(4) 社会福祉部会の提言

提言5 外国人保護者と子どものための教育支援、発達障害の子どもに対する

支援の実態把握と課題の明確化、保護者への情報提供の拡充

- ・ 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開する。
- ・ 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催する。

[具体的な内容]

- ① 神奈川県内の小中高の学校現場において、特別支援学級に通う外国人児童・生徒の実態や支援状況について調査し、結果を保護者や支援者、関係者に公開する。

その中で、

- [1] 外国人の児童・生徒（日本国籍の児童・生徒も含む）が持つ母語や日本語の習熟度、文化的背景などを考慮した「知能検査」の実施や、相談対応が重要であることを明確化する。

- [2] 特別支援学級に通うことになった根拠や進級状況について、保護者が理解できるように説明・報告し、支援者・関係者にも状況を共有することの重要性を明確化する。

- ② 発達障害に関する外国人保護者向けの分かりやすい資料や説明会を、多言語で開催する。

[提言理由]

- ・ 様々な理由で来日し日本に定住する外国人の日本語支援や生活サポートが整えられてきているが、未だ問題の核心に達していない支援の実態を調査し、定住外国人と長く共生していくためのプロセスを設計していくことは、神奈川県の多文化共生社会実現のためにとっても大切なことと考える。

① 特に近年、学校現場において特別支援学級に通っている外国人の子どもたちも多く、そこには日本語の理解が不十分な外国人児童・生徒が含まれている実態がある。

また、外国人保護者の中には、発達障害について知らなかったり、子どもへのかかわり方がわからない保護者も多い。子どもの状況を正確に判断し、その子に必要な教育環境を整えることがとても重要であり、そのためには保護者が子どもの状況を理解し受け入れることが大切である。

子どもが特別支援学級に通うことを保護者に説明する際に、専門家の意見書を提出することを義務付けることなども含め、神奈川県が学校現場の実態や支援の状況を調査し、現状と課題を明確にしてほしい。

学校は閉鎖的で今日、何かにつけ「個人情報保護」の言葉に隠れて横のつながりを薄くし、支援者同士も関係性を持たない傾向が強くなってきているが、学校や保護者、支援者が、子どもの状況を共有しながらいろいろな角度から関わっていくことが重要であると考え。学校や支援者らが横のつながりを持つことで日本語支援の充実につながり、支援を必要とする本人の状況が見えやすくなる点を活かすこと、保護者の理解を深め、母語（継承語）の支援を充実し、家庭内言語を確立させることで、子どもの状況をより正確に判断できるようになると考える。

② 神奈川県では「神奈川県発達障害支援センター」を置き、発達障害のある方に対し総合的な支援を行っている。ホームページや資料作成、相談窓口の設置などが行われているが、外国人の保護者にはその情報が届きにくく、届いたとしても日本語で書かれている場合は、その内容を理解しにくい。

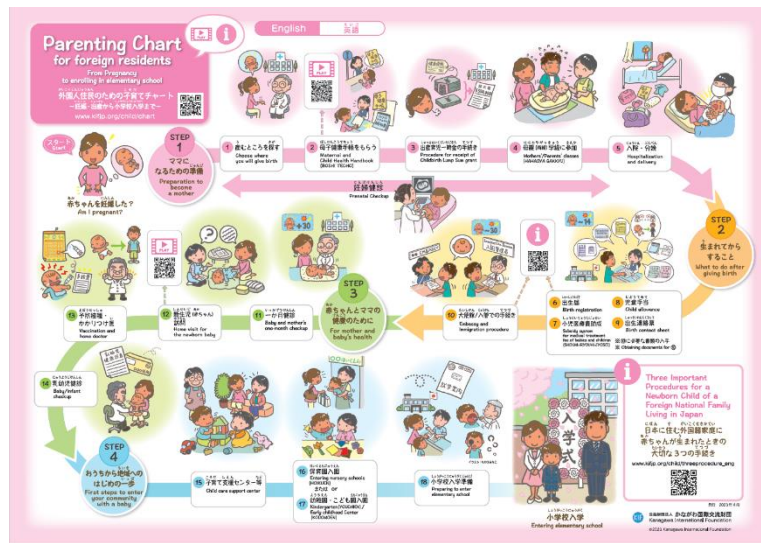
①で触れたとおり、発達障害の児童・生徒にとってよりよい学びの環境を整えるためにも、保護者が「発達障害について」や学校での対応、相談窓口など、関連する情報を得ることは最初の一步であるといえる。

すでにある関係機関や資料、ホームページなどの多言語化と、外国人への積極的な周知を求める。

びこう
【備考】

- ①<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a4b/cnt/f984/p1213511.html>
- ②<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/20036/r6manager.pdf>
- ③<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/shienkyouiku.html>
- ④<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/20035/syuseihatatugaido.pdf>

しりょう
＜資料イメージ＞



がいこくじんじゅうみん こそだ にんしん しゅっさん しょうがっこうにゆうがく
「外国人住民のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～」
こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん ねん がつはっこう
(公益財団法人かながわ国際交流財団 2023年5月発行)



こ りかい
「イスラームの子どもたちを理解するために」
こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん ねん がつがいてい
(公益財団法人かながわ国際交流財団 2022年11月改訂)

提言6 外国人の高齢化に向き合う支援

～「外国人高齢者支援ステーション（仮）」の設置と「集いの場」作り～

- 外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、多言語で相談できる施設を設置する。
- 外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置く。
- 同じ外国人という立場の高齢者が集う場を作ること、外国人高齢者が孤立せず、必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障する。

【具体的な内容】

① 「外国人高齢者支援ステーション（仮）」の設置

- [1] 外国人高齢者やその家族が、老後の生活や福祉サービスなどについて、多言語で相談できる施設を設置する。そこに連絡すれば、福祉サービスの情報や地域包括支援センターの情報、多言語対応が可能な施設、地域の交流会など、高齢者にとって必要不可欠な情報がそこに集まっていて、相談者がいつでも多言語で情報を得られるようにする。

[2] 外国人高齢者支援コーディネーター（仮）の設置

①のステーションに、外国人高齢者やその家族からの相談に対応できる「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置く。また、神奈川県内の福祉関連施設からの相談や、外国人介護労働者が相談できる場としても活用し、現場の職員からの問合せ対応や研修も実施する。

② 外国人高齢者の集いの場づくり

地縁・社縁・血縁が薄れてきた現代、国籍を問わず高齢者の支援は必要である。このような社会情勢の中、外国人高齢者は言葉の壁を持っており、その弊害は本人の努力でも解決に追いつかない場合が多い。そこで同じ外国人という立場の高齢者が集う場を作ること、外国人高齢者が孤立せず、必要な時に必要なサービスに出会える機会を保障する。

ていげんりゆう
[提言理由]

- ① 日本は高齢化社会になり、日本で暮らす外国人高齢者も増加している。
日本国内に居住する外国籍の高齢者は2022年末で約20万人、10年前の1.5倍になっている。日本の高齢者の180人に一人は外国籍であり、日本国籍を持つ外国つながりの高齢者を合わせればその数はより増える。
このように外国人の高齢化は現実問題として目の前にあり、外国人の老後問題が日本人の高齢化問題のように社会問題として認識されていないことから、外国人の高齢化に目を向け、介護難民を作らない施策が必要である。人生の最後を日本で安心して迎えることをイメージできるよう、医療や社会保障、福祉サービス等について知らせ、利用できるようになる必要がある。

[1] そのために、例えば介護が必要になったとき、それに関する情報が母語でスムーズに手に入り、サービス申請時の通訳同行など支援を受けられることが大切であるため、外国人高齢者支援に関する総合的な相談窓口として「外国人高齢者支援ステーション（仮）」を設置する。

[2] [1]のステーションを拠点に、外国人高齢者やその家族の相談に対応するとともに、外国人高齢者を受け入れる施設や現場に対するサポートができる存在として、「外国人高齢者支援コーディネーター（仮）」を置く。神奈川県内の高齢者福祉に詳しいコーディネーターがいることで、外国人高齢者受け入れのノウハウや多言語対応が可能な施設の情報など、現場にとって必要な情報を提供するとともに、現場に必要な人材の育成も推進していけるようにする。

- ② 在留外国人の高齢化は待たなしの状態で進んでいる。長年日本で働きながらも、不安定な雇用で社会保障の加入もなく、少ない年金では生活できない中で、高齢になっても仕事に追われている人、家族と一緒に暮らしている人もいれば、単身で生活している人もおり、すべての外国人高齢者が健康を維持しながら、母語で自身の老後について考え、語り、行動するための時間や機会が必要だと考える。健康管理や介護予防、福祉サービスへのアクセス等、情報提供の場でもあり、同じ外国人同士が出会い支えあえる居場所が必要である。

げんざい ちいき だんたい きょうかい
現在、地域のケアプラザやNPO団体、コミュニティや教会、モスクなど、
じしゅてき いばしょづく じっし ちいき かず すく かつどう
自主的な居場所作りが実施されている地域もあるが、まだ数は少なく、活動
けいぞく ざいせいてき かだい じんざいぶそく かだい
の継続のためには財政的な課題や人材不足という課題もある。

【備考】

- がいこくじんこうれいしゃ たす よ そ がいこくじんこうれいしゃ かん ちょうさ ほうこくしょ
外国人高齢者の「助けて」に寄り添う～「外国人高齢者に関する調査」報告書～
https://www.murc.jp/library/report/seiken_240322/

- あいちけん とりくみ
愛知県の取組

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/gaikokujinkoureisya-chousa.html>

あいちけん ぜんこく はじ がいこくじんこうれいしゃ かん じつたいちょうさ ほうこくしょ
愛知県では全国で初めて外国人高齢者に関する実態調査をし、その報告書の
なか こんご かだい ぎょうせいとう ようぼう い か てん あ
中で今後の課題・行政等への要望として以下の点を挙げている。

- ・ しよるい たげんごか いらい おう つうやく はけん こうちく ひつよう
書類の多言語化や、依頼に応じて通訳を派遣できるシステムの構築が必要
- ・ ぶんや こと さまざま しゅたい れんけい がいこくじん たい かいご
分野の異なる様々な主体が連携して、外国人に対する介護ネットワークを
けいせい かいけつ し く ひつよう
形成して解決ができるような仕組みが必要
- ・ ぼご しょうせい ざいじゅうがいこくじん しかく と
母語ができるケアマネジャーの養成や、在住外国人が資格を取りやすい
し く ひつよう
仕組みが必要
- ・ がいこくじんこうれいしゃ しゅうい えんりよ ぼご ぼこくぶんか なか ひび せいかつ
外国人高齢者が周囲に遠慮することなく、母語や母国文化の中で日々の生活
おく いばしょ ひつよう
を送ることができる居場所づくりが必要

- がいこくじんこうれいしゃ しえん かん じれいしゅう がいこくじんかいごじんざい かつやく ちゃくもく
外国人高齢者の支援に関する事例集～外国人介護人材の活躍に着目して～

https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r05_92_02jigyohokokusho.pdf

- ・ しゃかいふくしぶかい げんじょうはあく げんぼ し もくてき
社会福祉部会では、現状把握や現場のニーズを知ることが目的として、
い か おこな
以下のヒアリングを行った。
① がいこくじんこうれいしゃもんだい くわ ふくしかんけいしや ねん がつ
外国人高齢者問題に詳しい福祉関係者＜2023年12月＞
② けん ふくしぶきよく ちいきふくしか こうれいふくしか ねん がつ
県の福祉部局（地域福祉課、高齢福祉課）＜2024年6月＞
③ たぶんかこうれいしゃかい ねん がつ
多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）＜2024年7月＞

提言 7 通訳ボランティアのための支援

～ボランティアが保護され、力を伸ばすことができる施策の必要性～

- 神奈川県や県が連携している関係機関が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に、人工知能Chat GPT などの AI を設置し、簡単な問合せの場合には、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- 日本語支援や母語話者支援を続けるため、その人材に妥当な報酬を支払う。

[具体的な内容]

- ① 神奈川県や県が連携している関係機関が実施する研修会で、心理カウンセリングなどの研修を追加する。
- ② 神奈川県外国人専用相談窓口の時間外に、人工知能Chat GPT (チャット GPT) などの AI を設置し、簡単な問合せの場合には、外国人からの電話相談に人工知能の音声で答えられるようにする。
- ③ 日本語支援や母語話者支援を続けるために、その人材に妥当な報酬を支払う。そのことで専門性が高まり、責任や自覚が培われ、ウィンウィンの状況を作り、母語話者の成長につながる。
次世代が自分のアイデンティティを確立するための土台にもなるだろう。

[提言理由]

- 通訳者と依頼者が病院の待合室で過ごす時間、通訳時、通訳後に上手く意思疎通ができるように通訳ボランティアの心理カウンセリングが必要である。
医師や医療関係者との問題や衝突を未然に防ぐためには、通訳ボランティアの医療の専門知識だけでは足りないのが現状である。
- 現在の支援者はボランティア扱いで報酬は「謝礼」に留まり、1990年代に設定された料金、支援活動2時間で5000円、通訳一回で3000円が相場のようにだ。このことにより人材が育成できず、教育や支援に携わる人材が横流れしてしまうのが現状である。

- ^{じかん} 2時間の^{しえん}支援のために^{ゆき}行き来の^{じかん}時間、^{こうつうひ}交通費などの^{けいひ}経費が^{はら}払われておらず
^{じっさいはん}実際半日を^{つい}費やして 5000円の^{えん}報酬では^{かながわけん}神奈川県^{さいていちんぎん}の最低賃金にも^{たつ}達しない。
^{つうやく}通訳に^{かん}関しても^{どうよう}同様で、^{じっさい}実際の^{つうやくじかん}通訳時間15分ないし 20分と言っても^{ゆき}行き来の
^{じかん}時間、^{まちあわ}待ち合わせの^{じかん}時間、^ぼせっかく^{ごわしゃ}母語話者に^あ会えた^{いらいしゃ}依頼者は^{じかん}時間を^す過ぎてても^{はなし}話
^{ばあい}をしたい^{おお}場合が多い。「^{つうやく}通訳の^{もち}ルール」などを^{げんじつてき}用いても^{じっこうせい}現実的に^{わり}実効性の^{わり}ない
^{ぶん}ルールである。^{ぶん}20分の^{つうやく}通訳の^{じかん}時間だけを^{けいさん}計算して^{しゃれい}謝礼するのではとても^{わり}割に
^あ合わない。^あしかも^{きしょうげん}希少言語となると^{つうやくしゃ}通訳者の^{ひつようせい}必要性はより^{たか}高まり、^{けん}県の^{みなみ}南か
^{きた}ら^{いどう}北へと^よ移動を^ぎ余儀なくされる。^{ほうしゅう}報酬の^み見直しが必要である。^{ひつよう}

- ^{ひつようせい}ボランティアの^{ひつようせい}必要性、ボランティアとして^{しゃかい}社会に^もかかわりを^い持つ^み意味な
^{じゅう}ど、^{きょうきゅう}需要と^{しゃかい}供給は^{いしずえ}社会の^{せいしん}礎となる。ボランティア^{せいしん}精神が^{せいしん}フェイドアウト
^{かつどう}しないように、ボランティア^{しんてきふたん}活動が^{つね}心的負担にならないように^み常に見直しと
^{せいど}制度の^{こうちく}構築が^{ひつよう}必要である。

2 かいぎかいさいじょうきょう 会議開催状況

かい 回	かいさい び 開催日	ぎだい 議題
1	ねん がつ にち にちよう 2023年 2 月 5 日 (日曜)	- ぜんきいいんちよう こうわ ・前期委員長の講話 - いいん じ こしょうかい ・委員自己紹介 ・オリエンテーション - いいんちよう ふくいんちよう せんしゅつ ・委員長・副委員長の選出
2	ねん がつ にち どよう 2023年 4 月 15 日 (土曜)	・「かながわがいこくじんすまいサポートセンター」の せつりつけいい がいこくせきけんみん かいぎ ていげん 設立経緯(外国籍県民かながわ会議による提言の じつげんれいしやうかい 実現例紹介) - ていげんこうそう はつびよう ・提言構想メモの発表 - べんきやうかい ないようあん ・勉強会の内容案について
3	ねん がつ にち どよう 2023年 6 月 17 日 (土曜)	- ぶかい わ ・部会分けについて - ぶかいちよう せんしゅつ ・部会長の選出 - ていげんこうそう かんけい じやうほう きやうゆう ・提言構想メモに関係する情報の共有
4	ねん がつ にち にちよう 2023年 8 月 13 日 (日曜)	- ぶかいべつきやうぎ こんわかい いけんちやうしゅきばうじこう ・部会別協議(懇話会への意見聴取希望事項、 べんきやうかい ないようけんとうとう 勉強会の内容検討等) - ぜんたいかいぎ ぶかいべつきやうぎ けつ かきやうゆう ・全体会議(部会別協議の結果共有、あーすフェ スタかながわとの連携方法、オープン会議の実施 ほうほうとう 方法等)
5	ねん がつ にち にちよう 2023年 10 月 29 日 (日曜)	ぜんたいかいぎ こんわかいいいん こうぎ こんわかいいいん ・全体会議(懇話会委員による講義、懇話会委員へ いけんちやうしゅ の意見聴取)
6	ねん がつ にち にちよう 2023年 12 月 10 日 (日曜)	- ぶかいべつきやうぎ ていげんそあん かん きやうぎ ・部会別協議(提言素案に関する協議) - ぜんたいかいぎ かいぎ じっしないう かん ・全体会議(オープン会議の実施内容に関する きやうぎ 協議)
7	ねん がつ にち にちよう 2024年 2 月 4 日 (日曜)	- ぜんたいかいぎ ていげんそあんおよ かいぎ はつびよう ・全体会議(提言素案及びオープン会議の発表 ないよう かん きやうぎ 内容に関する協議) - ぶかいべつきやうぎ ぜんたいかいぎ いけん ふ たいおうとう ・部会別協議(全体会議の意見を踏まえた対応等に かん きやうぎ 関する協議) - ぜんたいかいぎ ぶかいべつきやうぎけつ か きやうゆう ・全体会議(部会別協議結果の共有)

かい 回	かいさい び 開催日	ぎだい 議題
8	2024年 2 月 25 日 (日曜)	<オープン会議> ・提言素案に関する説明(情報部会、次世代・教育 部会、社会福祉部会) ・参加者からの質問、意見交換 ・まとめ
9	2024年 5 月 18 日 (土曜)	・全体会議(オープン会議参加者の意見の確認) ・部会別協議(オープン会議の意見を踏まえた対応 等に関する協議) ・全体会議(部会別協議結果の共有)
10	2024年 7 月 14 日 (日曜)	・部会別協議(提言案に関する協議、懇話会委員か らの意見聴取) ・全体会議(部会別協議結果の共有)
11	2024年 9 月 15 日 (日曜)	・部会別協議(提言案に関する協議) ・全体会議(最終報告書の構成と副題の協議、提言 項目の決定)
12	2024年 10 月 13 日 (日曜)	・全体会議(最終報告書案に関する協議)
13	2024年 11 月 3 日 (日曜)	・かながわ国際政策推進懇話会との合同会議 ①最終報告書案の発表 ②外国籍県民かながわ会議委員との意見交換 ・外国籍県民かながわ会議(単独会議)

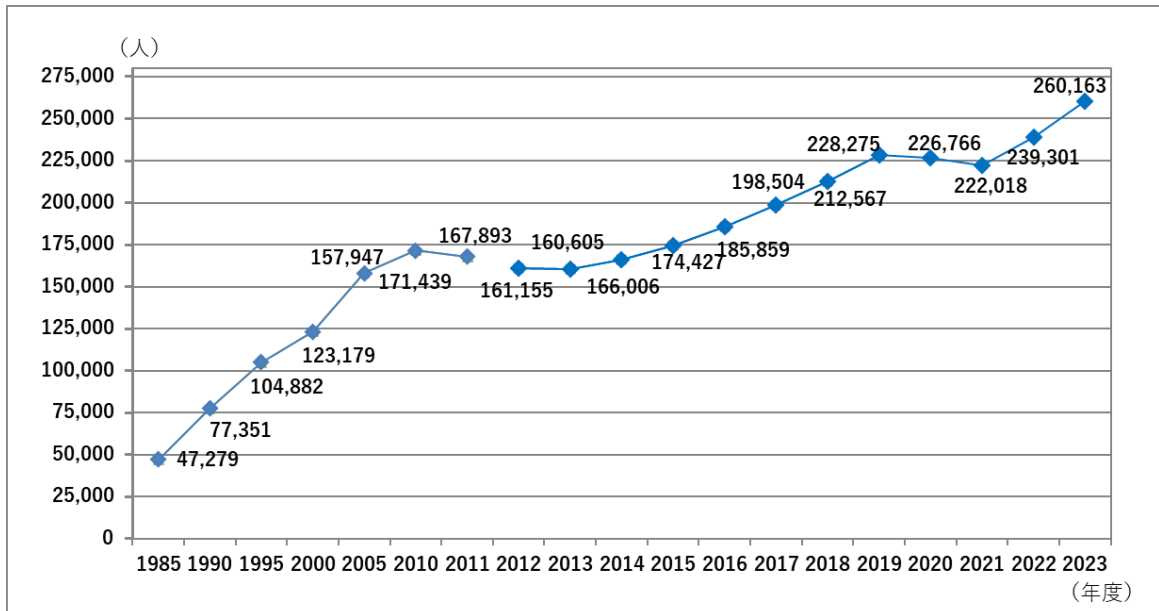
3 参考資料

・県内外国人数の推移（2024年1月1日現在）

この調査結果は、2024年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

①総数及び推移

- ・2024年1月1日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数：260,163人
- ・県民(9,225,091人)の約35人に1人が外国籍県民
- ・県民比率：2.82%



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

②国・地域別の状況

- ・県内外国人の国・地域数：179。
- ・中国が74,592人で全体の28.7%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールが続いている。

		2019年度 (2020.1.1)	2020年度 (2021.1.1)	2021年度 (2022. 1. 1)	2022年度 (2023. 1. 1)	2023年度 (2024. 1. 1)
1位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	中国 73,136 32.0	中国 71,386 31.5	中国 68,445 30.8	中国 70,390 29.4	中国 74,592 28.7
2位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	韓国 27,964 12.3	韓国 27,138 12.0	ベトナム 26,478 11.9	ベトナム 29,203 12.2	ベトナム 34,186 13.1
3位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ベトナム 24,269 10.6	ベトナム 26,191 11.5	韓国 26,225 11.8	韓国 26,733 11.2	韓国 26,770 10.3
4位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	フィリピン 23,076 10.1	フィリピン 22,825 10.1	フィリピン 22,960 10.3	フィリピン 24,358 10.2	フィリピン 25,574 9.8
5位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ブラジル 8,866 3.9	ブラジル 8,749 3.9	ブラジル 8,410 3.8	ネパール 9,564 4.0	ネパール 11,928 4.6

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました）。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2024(令和6年)年1月1日現在)

国・地域数179

	ぜんごけい 全合計	ちゆうごく 中国	へんとく インドネシア	かんこく 韓国	ふりびしん フィリピン	ねーる ネーデル	ぶらジル ブラジル	インド インド	インド インド	べいこく 米国	へる ベル	スラカ スラバヤ	たいわん 台湾	タイ	その他 166
県合計	260,163	74,592	34,186	26,770	25,574	11,928	8,803	8,215	7,312	6,329	6,174	5,917	5,719	4,654	33,990
横浜市	115,954	42,515	11,542	12,453	9,115	6,521	2,754	2,841	3,766	2,728	1,300	1,421	3,002	1,879	14,117
鶴見区	15,203	5,243	1,875	1,362	1,457	1,114	1,223	269	293	121	418	95	244	143	1,346
神奈川区	8,623	3,009	786	1,011	503	1,067	90	203	171	204	41	119	227	105	1,087
西区	5,473	2,090	344	617	207	688	35	70	121	180	26	65	173	79	778
中区	17,207	9,077	627	1,958	800	749	104	83	354	588	40	87	739	353	1,648
南区	12,535	6,457	823	1,353	1,168	536	60	137	170	116	47	151	317	255	945
港南区	3,405	1,169	436	509	364	117	36	87	45	84	24	16	81	69	368
保土ヶ谷区	6,113	2,186	592	647	491	531	67	146	175	103	25	118	134	104	794
旭区	3,980	1,002	630	386	348	209	38	321	69	74	28	77	78	96	624
磯子区	5,915	2,903	452	518	504	202	113	120	165	133	78	39	126	76	486
金沢区	3,573	744	635	342	358	148	141	117	61	105	279	21	68	75	479
海北区	7,991	1,960	874	1,149	774	422	203	180	150	308	44	142	282	115	1,388
緑区	5,016	1,058	365	348	434	139	138	249	1,393	68	45	64	65	98	552
青葉区	5,372	1,322	498	672	323	92	81	271	317	257	49	125	136	66	1,163
都筑区	4,185	696	522	519	434	59	139	129	184	121	23	101	127	56	1,075
戸塚区	4,863	1,841	612	542	347	266	129	196	49	124	59	61	81	66	490
栄区	1,584	483	241	205	156	37	24	24	25	64	6	21	54	31	213
泉区	2,585	768	695	152	184	31	81	94	15	40	28	64	34	55	344
瀬谷区	2,331	507	535	163	263	114	52	145	9	38	40	55	36	37	337
川崎市	50,794	16,514	5,702	7,188	5,293	2,277	861	1,233	1,578	1,305	488	424	1,285	746	5,900
川崎区	18,228	6,496	2,507	2,849	2,024	738	511	291	629	97	307	100	294	275	1,110
幸区	6,300	2,419	623	822	623	539	42	90	176	87	75	32	149	65	558
中原区	6,650	2,144	447	1,039	565	331	54	171	152	300	24	47	291	108	977
高津区	6,020	1,564	690	788	719	260	57	200	185	256	34	68	176	89	934
宮前区	4,716	1,164	518	624	580	86	65	212	103	237	21	54	149	93	810
多摩区	5,330	1,524	665	634	584	283	79	144	85	178	12	90	122	62	868
麻生区	3,550	1,203	252	432	198	40	53	125	248	150	15	33	104	54	643
相模原市	18,708	4,461	3,342	1,653	2,243	630	359	744	804	345	291	281	309	362	2,884
緑区	3,938	797	1,028	333	408	139	78	130	24	69	42	54	61	99	676
中央区	7,343	1,838	1,277	613	1,146	241	165	307	79	104	138	107	109	141	1,078
南区	7,427	1,826	1,037	707	689	250	116	307	701	172	111	120	139	122	1,130
横須賀市	6,830	796	813	705	1,764	327	229	350	37	504	241	52	138	122	752
平塚市	5,880	946	911	430	910	139	634	179	28	87	191	51	61	107	1,206
鎌倉市	1,807	307	93	293	99	33	36	62	12	219	10	13	65	52	513
藤沢市	8,034	1,446	1,009	783	484	141	571	660	81	241	461	671	120	137	1,229
小田原市	3,214	379	620	301	659	292	104	229	23	47	51	54	33	80	342
茅ヶ崎市	2,362	450	260	308	245	64	107	86	36	136	43	63	72	62	430
逗子市	603	56	24	109	55	16	0	7	5	100	4	0	19	10	198
三浦市	448	32	110	29	52	8	7	94	2	30	3	1	8	7	65
秦野市	4,428	823	736	245	282	257	466	167	141	33	346	28	52	69	783
厚木市	9,369	1,399	2,411	431	888	171	449	275	271	51	681	858	95	199	1,190
大和市	8,045	1,628	1,545	685	963	246	292	271	89	104	706	154	137	190	1,035
伊勢原市	3,229	510	1,083	139	330	69	249	207	75	20	73	46	37	48	343
海老名市	3,372	593	535	239	270	141	165	125	238	76	114	231	42	81	522
座間市	3,717	671	584	281	584	67	138	98	68	104	141	280	50	75	576
南足柄市	619	172	104	33	61	21	99	17	3	9	4	10	5	7	74
綾瀬市	4,688	283	1,296	145	213	21	613	143	18	45	206	833	25	162	685
茅ヶ崎	292	11	10	42	18	1	4	4	2	70	1	7	2	7	113
寒川町	1,200	68	363	52	123	21	111	92	4	7	39	118	12	32	158
大磯町	217	32	16	19	32	1	7	7	0	20	5	1	8	4	65
一宮町	271	34	20	15	28	27	22	28	3	8	8	0	4	7	67
中井町	401	21	100	5	204	0	21	4	0	1	27	0	0	2	16
大井町	179	53	41	11	18	9	6	13	0	2	1	0	3	4	18
松田町	157	16	50	7	29	10	7	17	1	3	2	0	1	2	12
山北町	130	25	45	10	15	3	2	1	0	3	1	4	0	5	16
開成町	181	39	48	14	17	5	24	9	0	3	3	0	2	1	16
箱根町	964	80	157	46	53	309	5	62	10	4	0	18	117	17	86
真鶴町	78	25	0	9	12	5	2	2	1	4	0	0	0	0	18
湯河原町	536	79	108	60	53	68	4	12	3	15	45	7	9	7	66
愛川町	3,392	126	484	30	455	28	454	165	13	4	688	276	5	171	493
清川村	64	2	24	0	7	0	1	11	0	1	0	15	1	0	2

神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人人数（2024（令和6年）1月1日現在）

ぜんぶづかい 全合計	260,163						
アジア	222,097	ヨーロッパ	8,892	ウクライナ	392	マリ	57
アフガニスタン	99	アルバニア	8	ウズベキスタン	393	モリタニア	2
アラブ首長国連邦	26	オーストリア	76	バチカン	0	モロッコ	84
ミャンマー	3,919	ベルギー	106	アルメニア	5	マラウイ	14
バーレーン	4	ブルガリア	40	アゼルバイジャン	19	モリシャス	12
ブータン	29	ベラルーシ	45	アンドラ	0	モザンビーク	18
バングラデシュ	1,980	クロアチア	24	ジョージア	10	トリニダード・トバゴ	16
ブルネイ	4	チエコ	39	スロベニア	10	ナイジェリア	525
カンボジア	2,574	デンマーク	61	スロバキア	24	ナミビア	2
スリランカ	5,917	エストニア	15	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	ルワンダ	14
中国	74,592	フィンランド	75	セルビア・モンテネグロ	1	セネガル	189
台湾	5,719	フランス	1,163	モンテネグロ	1	シエラレオネ	8
キプロス	5	ドイツ	1,228	セルビア	21	ソマリア	6
東ティモール	3	キリシヤ	37	コソボ共和国	2	スーダン	22
インド	7,312	ハンガリー	88	アフリカ	2,510	エスワティニ	1
インドネシア	8,215	アイスランド	4	アルジェリア	24	サトメ・ブリジベ	0
イラン	578	アイルランド	94	ブルンジ	1	セーシェル	1
イラク	12	イタリア	467	ボツワナ	8	タンザニア	142
イスラエル	40	キルギス	79	カメルーン	95	トーゴ	8
ヨルダン	12	カザフスタン	58	中央アフリカ	3	チュニジア	93
韓国	26,770	リヒテンシュタイン	0	チャド	0	ウガンダ	53
朝鮮	1,331	ルクセンブルク	5	コンゴ共和国	7	南アフリカ共和国	119
クウェート	1	ラトビア	10	コンゴ民主共和国	61	エジプト	146
ラオス	1,154	リトアニア	35	カーボベルデ	2	ブルキナファソ	13
レバノン	13	モナコ	0	コモロ	0	ザンビア	12
マレーシア	1,333	マルタ	1	ベナン	26	ジンバブエ	57
モンゴル	1,815	モルドバ	19	ジブチ	0	アンゴラ	8
オマーン	2	北マケドニア	3	エチオピア	41	南スーダン共和国	3
モルディブ	3	オランダ	155	赤道ギニア	0	北米	8,171
ネパール	11,928	ノルウェー	42	エリトリア	5	バルバドス	2
パキスタン	1,499	ポーランド	152	ガボン	1	パハマ	4
フィリピン	25,574	ホルトガル	74	ガーナ	418	ベリーズ	2
カタール	2	ルーマニア	241	ギニア	45	カナダ	998
サウジアラビア	76	ロシア	1,148	ガンベア	7	コスタリカ	29
シリア	46	サンマリノ	2	ギニアビサウ	0	キューバ	30
シンガポール	328	スペイン	336	コートジボワール	39	ドミニカ共和国	182
タイ	4,654	スウェーデン	186	ケニア	91	ドミニカ	2
トルコ	318	スイス	155	リベリア	1	エルサルバドル	19
ベトナム	34,186	トルクメニスタン	14	リビア	2	グアテマラ	24
イエメン	12	タジキスタン	12	レソト	3	ハイチ	5
パレスチナ	12	英国	1,713	マダガスカル	21	ホンジュラス	12
						ジャマイカ	139
							3

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

かながわけんぶんか かんこうきょくこくさい かしら
神奈川県文化スポーツ観光局国際課調べ

ねんだいべつ けんないがいこくじんすう
・年代別の県内外国人数

じょうほう そうむしょう じゅうみんきほんだいちょう もと じんこう じんこうどうたいおよ
この情報は、総務省による「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び
せたいすうちょうさ けんこくさいか しゅうけい
世帯数調査」を県国際課で集計したものです。

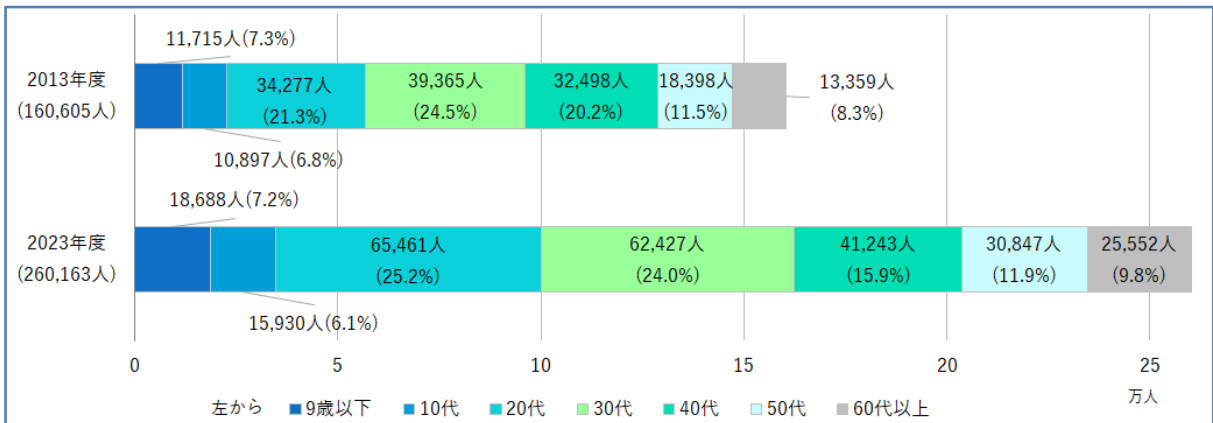
ねんど (ねん がつ にちげんざい)
<2013年度 (2014年1月1日現在) >

	さいい か 9歳以下	だい 10代	だい 20代	だい 30代	だい 40代	だい 50代	だいいじょう 60代以上
にほんじん 日本人	766,193人	818,823人	949,062人	1,270,810人	1,466,587人	1,049,850人	2,679,858人
がいこくにん 外国人	11,715人	10,897人	34,277人	39,365人	32,498人	18,398人	15,038人
そうすう 総数	777,908人	829,720人	983,339人	1,310,175人	1,499,085人	1,068,248人	2,694,896人

ねんど (ねん がつ にちげんざい)
<2023年度 (2024年1月1日現在) >

	さいい か 9歳以下	だい 10代	だい 20代	だい 30代	だい 40代	だい 50代	だいいじょう 60代以上
にほんじん 日本人	642,725人	773,768人	958,273人	988,435人	1,268,436人	1,445,671人	2,871,216人
がいこくにん 外国人	18,688人	15,930人	65,461人	62,427人	41,243人	30,847人	25,552人
そうすう 総数	661,413人	789,698人	1,023,734人	1,050,862人	1,309,679人	1,476,518人	2,896,768人

ねんど ねんど ひかく
<2013年度と2023年度の比較>



がいこくせきけんみん かいぎせっちようこう
・ 外国籍県民かながわ会議設置要綱

せっちもくてき
(設置目的)

だい じょう がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん がいこくせきけんみん みずか かん しょもんだい
第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題
けんとう ば かくほ い ちいきしやかい さんかく
を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を
すす もくてき がいこくせきけんみん かいぎ い か がいこくせきけんみんかいぎ
進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」
という。）を設置する。

しよしょうじむ
(所掌事務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ がいこくせきけんみん たちば つぎ かか じこう
第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項に
きょうぎ おこな ち じ ていげん おこな がいこく かん
ついて協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する
じこう きょうぎおよ ていげん たいしょう
事項は、協議及び提言の対象としない。
(1) がいこくせきけんみん かか しさく かん
(1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
(2) がいこくせきけんみん してん い ちいき かん
(2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
(3) た ぜんじょう もくてき たっせい ひつよう みと じこう
(3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう
(構成等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ つぎ しょうけん がいとう もの なか せんにな
第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した
いいん にんい ない こうせい
委員20人以内で構成する。
(1) ねんれいまん さいいじょう もの
(1) 年齢満18歳以上である者。
(2) じゅうみんきほんだいちようほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい じゅうみんきほん
(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本
だいちよう きろく もの にほんこくせき ゆう
台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、
なんみん にほんこくせきしゅとくしや ふく
難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
(3) かながわけんない ひ つづ ねんいじょうきんむ も ざいがく もの
(3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内
ひ つづ ねんいじょうきんむ も ざいがく もの
に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
(4) にんきちゅう かながわけんないざいじゅうまた ざいきん も ざいがく み こ もの
(4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
2 いいん にんき ねんていど ほけつ いいん にんき ぜんにんしや ざんにんきかん
2 委員の任期は2年程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 いいん き かざ さいにん
3 委員は、1期に限り再任されることができる。
4 いいん こうぼ せんにな ほうほう べつ さだ
4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちようおよ ふくいんちよう
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちようおよ ふくいんちよう お いいん ごせん さだ
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定め

る。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営等）

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

（委員の責務）

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後と同様とする。

（推進体制）

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

（庶務）

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しよむ かながわけんぶんか かんこうきょくこくさいか
第8条 外国籍県民会議の庶務は、神奈川県文化スポーツ観光局国際課にお
いて処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう
第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な
じこう べつ さだ
事項は別に定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
平成24年7月9日から施行する。

けいかそち
(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）のぜんじつ がいこくじん
前日において外国人
とうろくほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい がいこくじんとうろくげんびょう とうろく
登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されて
いたものであってしこう び ひ つづ じゅうみんきほんだいちょう きろく もの
施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者に
ついては、かいせいご ようこうだい じょうだい こうだい ごう きてい じゅうみんきほんだいちょう
改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に
きろく もの
記録されている者とみなす。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則
この要綱は、ようこう 平成30年4月1日から施行する。へいせい ねん がつ にち しこう

ふ そく
附 則
この要綱は、ようこう 令和元年12月23日から施行する。れい わがんねん がつ にち しこう

ふ そく
附 則
この要綱は、ようこう 令和5年1月1日から施行する。れい わ ねん がつ にち しこう

ふ そく
附 則
この要綱は、ようこう 令和6年4月1日から施行する。れい わ ねん がつ にち しこう

がいこくせきけんみん か い ぎ う ん え い よ う り ょ う
・ 外国籍県民かながわ会議運営要領

し ゅ し
(趣旨)

だい じょう かいこくせきけんみん か い ぎ う ん え い よ う り ょ う かいぎ せ っ ち ょ う こ う だ い じ ょ う きてい も と
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づ
き、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営につ
いて必要な事項を定める。

かいさいとう
(開催等)

だい じょう かいこくせきけんみん か い ぎ かいさいかいすう ねん かいてい ど
第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に7回程度とする。
2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

し ょ う げ ん ɡ o
(使用言語)

だい じょう がいこくせきけんみん か い ぎ に ほ ん ɡ o も ち い い ん つ う や く ひ と り ど う こ う
第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行す
ることができる。

ぼうちょう
(傍聴)

だい じょう がいこくせきけんみん か い ぎ ぼうちょう かん じ こ う がいこくせきけんみん か い ぎ
第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議
傍聴要領」において定める。

ぶ かい
(部会)

だい じょう がいこくせきけんみん か い ぎ ぶ かい お
第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。
2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。
3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括
し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

こくさいせいさくすいしんこんわかいとう れんけい
(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

だい じょう がいこくせきけんみん う ん え い あ ひつよう おう いっぱん けんみんおよ い い ん
第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員
以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努め
る。
2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進
懇話会等との協力・連携を図る。

かいにん もうしで
(解任の申出)

だい じょう い い ん ち ょ う い い ん つ ぎ か く ɡ o がいとう ち じ い い ん
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員
の解任を申し出ることができる。

- (1) 自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

（補充の申出）

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「7回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

がいこくせきけんみん か い ぎ ぼう ち ょ う よ う り ょ う
・ 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

し ゅ し
(趣旨)

だい じ ょ う よ う り ょ う が い こ く せ き けん み ん か い ぎ い か が い こ く せ き けん み ん か い ぎ
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」とい
う。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼう ち ょ う せ き く ぶ ん
(傍聴席の区分)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う せ き い っ ぱ ん せ き お よ ほ う だ ゅ かん け い し や せ き わ
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼう ち ょ う に ん け っ て い と う
(傍聴人の決定等)

だい じ ょ う い っ ぱ ん て い い ん に ん い な い か い ぎ つ ど か い ぎ し つ し ゅ う よ う に ん ず う と う
第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会議室の収容人数等を
考 慮 し て 定 め る も の と す る 。

2 がいこくせきけんみんかい ぎ じ む き ゃ く ぼう ち ょ う き ぼう し や か い ぎ か い さい と う じ つ し ょ て い ば し ょ
外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、
じ かん し ゅ う ご う
時間に集合させるものとする。

3 ぜん ぐ う きて い し ゅ う ご う ぼう ち ょ う き ぼう し や す う て い い ん み ば あ い ぼう ち ょ う
前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴
き ぼう し や ぜん い ん ぼう ち ょ う に ん て い い ん こ ば あ い ち ゅ う せん ぼう ち ょ う に ん け っ て い
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定す
る。

ぼう ち ょ う せ き に ゅ う じ ょ う も の
(傍聴席に入場することができない者)

だい じ ょ う つ ぎ も の ぼう ち ょ う せ き に ゅ う じ ょ う
第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) け っ て い ぼう ち ょ う に ん い が い も の
決定した傍聴人以外の者

(2) し ん ぎ ぼう が い ま た た に ん め い わ く お よ あ き み と
審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認め
ら れ る 者

ぼう ち ょ う に ん ま も じ こ う
(傍聴人の守るべき事項)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う に ん か い ぎ ち つ じ ょ み だ ま た し ん ぎ ぼう が い こ う い
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をし
てはならない。

し ゃ し ん え い が と う さ つ え い お よ ろ く お ん と う き ん し
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じ ょ う ぼう ち ょ う に ん か い じ ょ う し ゃ し ん え い が と う さ つ え い ま た
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は
ろ く お ん と う じ ぜ ん い い ん ち ょ う き ゃ か え ば あ い か ぎ
録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限
りではない。

ち つ じ ょ い じ
(秩序の維持)

だい じ ょ う い い ん ち ょ う か い ぎ え ん か つ う ん え い は か ぼう ち ょ う に ん ひ つ よ う し じ
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、

また ^{じむきよく} 事務局の ^{しよくいん} 職員に ^{しじ} 指示させることができる。

- 2 ^{いいんちょう} 委員長は、^{ぜんこう} 前項の ^{しじ} 指示をし、^{また} 又は事務局の ^{しよくいん} 職員に ^{しじ} 指示させたにもかかわら
^{ぼうちょうにん} ず、^{しじ} 傍聴人が ^{したが} 指示に ^{ぼうちょうにん} 従わないときは、^{たいじょう} 傍聴人を退場させることができる。

^{じっしさいもく}
(実施細目)

^{だい} 第 8 条 ^{じょう} この ^{ようりょう} 要領に ^{さだ} 定めのない ^{じこう} 事項は、^{いいんちょう} 委員長が ^{がいこくせきけんみんかいぎ} 外国籍県民会議に ^{はか} 諮って ^{さだ} 定める。

^ふ 附 ^{そく} 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい} 平成18年 ^{ねん} 12月 ^{がつ} 23日 ^{にち} から ^{しこう} 施行する。

^ふ 附 ^{そく} 則

^{ようこう} この要綱は、^{れいわ} 令和 2 年 ^{ねん} 10月 ^{がつ} 29日 ^{にち} から ^{しこう} 施行する。

4 外国籍県民かながわ会議（第12期）委員名簿

(氏名の五十音順)

氏名	在 住 ・ 在勤地
岩松 佐由美	厚木市
祁 静	大和市
金 愛蓮	相模原市
サプコタ ドルラズ	横浜市
肖 欣怡	横浜市
蒋 香梅	川崎市
鈴木 クリスチーナ	藤沢市
河 相宇	川崎市
ハリロバ ナタリア	鎌倉市
韓 昌熹	横浜市
俞 大達	横浜市
リディア ワンタ	横浜市
柳 晴実	横浜市
レ ダンコア	横浜市
ロボ ナシメント	横浜市

任期：2023（令和5）年1月～2024（令和6）年12月

出身国等

中国4人、韓国3人、朝鮮1人、ベトナム1人、インドネシア1人、
ネパール1人、ブラジル1人、カナダ1人、ロシア1人、ペルー1人

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第12期）最終報告

た ぶ ん か り か い きょうかん きず み ら い
多文化理解と共感で築く未来

けんみん す かながわ
～すべての県民が住みやすい神奈川～

れいわ ねん がつ
2024（令和6）年11月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんぶんか かんこうきょくこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県文化スポーツ観光局 国際課

ゆうびんばんごう
郵便番号 231-8588

しよ ざい ち かながわけんよこはましなかくにほんおおどおり
所 在 地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でん わ
電 話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

U R L <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html>